

施術機関・助産機関

施術者及び助産師の指定申請、変更等の届出については、以下の表のとおりです。

届出を要する事項	指定申請	廃止届	変更届	その他
(1) 施術者又は助産師が新たに生活保護法による指定を受ける場合	○			
(2) 既に指定施術機関等である場合				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定施術者等が転居により住所を変更した場合 ・ 施術所等の開設者であって、施術所等を移転した場合 ※いずれも変更前と変更後の指定申請先が異なる場合 	○	○		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務先施術所等を変更した場合（名称・所在地の変更を含む） ・ 指定施術者等が転居により住所を変更した場合 （変更前と変更後の指定申請先が同一の場合） ・ 指定施術者等の住所が、行政による住居表示等により変更された場合 ・ 施術者等が氏名を改姓等により変更した場合 			○	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定施術者等が死亡した場合 ・ 指定施術者等が当該業務を廃止した場合 		○		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定施術者等が当該業務を休止した場合 （再開の意思がある場合） 				休止届
<ul style="list-style-type: none"> ・ 休止した業務を再開した場合 				再開届
<ul style="list-style-type: none"> ・ 他法による処分を受けた場合 				処分届
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定施術者等の指定を辞退する場合（業務は継続） ※ 30日以上の予告期間が必要です 				辞退届